

# 平成28年度第1回大網白里市環境審議会次第

日 時 平成28年12月15日(木) 10時  
場 所 大網白里市役所 別棟2階大会議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 審議会会長・副会長選出
- 5 市長より諮問
- 6 議 題
  - (1) 第2次環境基本計画策定について
  - (2) 市民意識調査の実施結果について
  - (3) その他
- 7 その他
- 8 閉 会

## (1) 第2次環境基本計画策定について

### ①環境基本計画とは

今日の環境問題は、日常生活や産業活動が急激に拡大したことが、環境に影響を与えている大きな原因となっています。人々が健康で快適な生活を営むためには、多様な自然・生き物と共に生きることが不可欠であります。そして環境問題の解決のためには、市民・事業者・行政という社会を構成する各主体がそれぞれの立場から自主的・積極的に取り組む必要があります。

このことから、地方公共団体が良好な自然・生活環境を将来にわたり維持し、全ての市民が安全で健康的に暮らせる地域社会を実現するために、市民・事業者・行政が連携して取り組む長期的・具体的な行動計画が環境基本計画であります。

### ②環境基本計画策定の根拠

国では、平成5年11月19日に環境基本法を施行し、同法第15条により環境基本計画策定が規定され、平成6年12月に環境基本計画が策定されました。

この国の環境基本計画第3部第3章第1節第2項において、地方公共団体の役割として、「地域の環境保全に関する基本的な計画の策定等により施策を総合的かつ計画的に進める。」と規定され、また、市環境基本条例第8条において、「市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。」と規定されていることから平成18年10月に第1次となる市環境基本計画を策定しました。この第1次計画から10年が経過し、社会情勢や生活の変化に対応するため、第2次の環境基本計画の策定を行っていきます。

### ③環境基本計画策定体制

環境基本計画策定体制は、諮問機関として「大網白里市環境審議会」及び行政内部の組織として「大網白里市環境政策調整会議」と「大網白里市環境調整会議検討部会」で構成します。

#### ○大網白里市環境審議会

環境審議会は、学識経験者・各種団体の代表等・公募による市民で組織し、環境基本計画策定にかかる諮問を受け、意見・答申を行います。

#### ○大網白里市環境政策調整会議及び検討部会

環境政策調整会議は、庁内の関係各課の長で組織し、環境基本計画策定に関する庁内調整を行うとともに、環境政策についての意見聴取も行います。

また、環境政策調整会議の下部組織として、実務担当による検討部会を設置し、実施施策などについて検討を行います。

#### ④第2次環境基本計画策定スケジュール

第2次環境基本計画の策定は、平成28年度から平成29年度の2ヵ年での策定を予定しています。

平成28年度においては、市民の意識調査を実施して、環境に対する現状の把握、課題を抽出し、第2次環境基本計画策定に向けての骨子を作成します。

平成29年度は、「具体的な環境施策」「計画の推進体制」について、環境政策調整会議や検討部会で検討を重ね、計画案を環境審議会で審議し、答申を受けて第2次環境基本計画を策定します。

## ⑤総合計画と環境基本計画について

環境基本計画は、第5次大網白里市総合計画に掲げる施策の大綱の一つである「豊かな自然と生活が調和する 大網白里【自然環境との共生】」を実現するために、環境に関する施策を総合的かつ体系的に示し、行政・市民・事業者が公平かつ適切な役割のもとに連携し、協力するうえでの指針となるものとします。

### 第5次総合計画の政策（概要）

#### 第4章 豊かな自然と生活が調和する 大網白里【自然環境との共生】

##### 政策：1 低炭素の社会づくりの推進

基本施策	施策	個別施策
温室効果ガス排出抑制	1 地球温暖化防止の推進	①「地球温暖化対策実行計画」の推進②地球温暖化防止活動の情報提供③「環境基本計画」の見直しと推進
	2 エコライフ活動の促進	①活動団体の育成②家庭や事業所などのできる環境保全の促進
	3 新エネルギーの利用	①新エネルギー活用の普及②既存の取り組みの展開

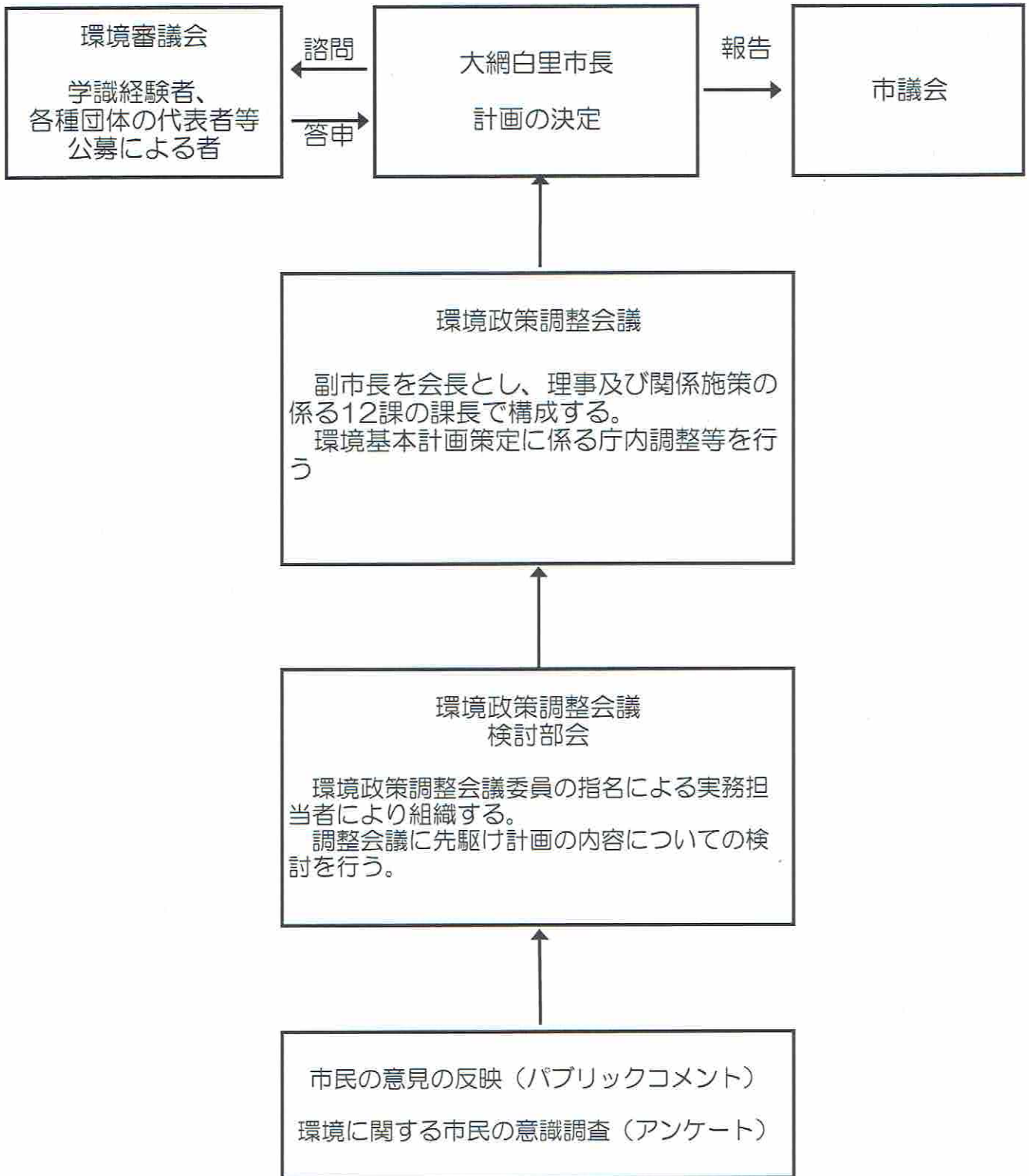
##### 政策：2 循環型の社会づくりの推進

基本施策	施策	個別施策
ごみの減量化と資源リサイクル	1 ごみ収集・処理体制の充実	①分別排出、収集、処理の推進
	2 ごみ減量化と資源リサイクルの推進	①減量化の推進②資源リサイクルの推進③広域的な取り組みの推進

##### 政策：3 水と緑の空間づくりの推進

基本施策	施策	個別施策
自然環境の保全	1 自然環境の保全と管理	①環境教育・学習の推進②環境保全活動の促進③環境保全型工法の推進
	2 自然とのふれあいの場づくり	①自然のなかでの遊び場づくり
緑化・環境美化	1 緑化・環境美化活動の推進	①緑化、花いっぱい推進②環境美化の推進
公害対策	1 公害の防止、不法投棄対策	①監視と指導、啓発の推進
	2 空き家への対策	①空き家対策の推進

## 第2次環境基本計画体制



## 第2次環境基本計画策定スケジュール

	環境審議会	市行政	市民からの意見等	
平成28年度	7月28日			
		第1回環境政策調整会議 ・策定スケジュールについて ・市民アンケートについて		
	8月16日			
		第1回環境政策調整会議検討部会 ・市民アンケートについて		
	9月26日 ～ 10月14日		市民アンケート ・対象 一般1,500名 小学5年生、中学2年生 749名	
	12月15日	第1回環境審議会 ・委員委嘱 ・市長より第2次計画策定について諮問		
	2月			
		第2回環境政策調整会議 ・第2次環境基本計画(骨子)作成		
3月	第2回環境審議会 ・第2次環境基本計画(骨子)作成			
平成29年度	5月			
			第3回環境政策調整会議 ・第2次環境基本計画(素案)作成	
	6月	第3回環境審議会 ・第2次環境基本計画(素案)作成		
			全員協議会 ・第2次環境基本計画(素案)報告	
			パブリックコメント ・市民の意見募集	
	8月		第4回環境政策調整会議 ・パブリックコメントの結果 ・計画案	
	9月	第4回環境審議会 ・パブリックコメントの結果 ・計画案		
	10月		市長へ計画案答申	
	11月		印刷製本	
	12月		計画策定	

※環境政策調整会議検討部会は、随時開催

# ○第1次環境基本計画の体系

**将来像** **健やかに、安全に、安心して、明るく、楽しく暮らせるまち**

-第3章-

**目標**

- ◇きれいな青空、星空を見ていたい
- ◇きれいな川・きれいな海に囲まれていたい
- ◇緑が元気なまちに暮らしたい
- ◇無駄を省いた、心豊かな暮らしを送りたい

-第3章-

**基本方針**

**I.協働により取り組む**  
 同じ目標に向かって、行政・市民・事業者が行うべきことを行い、協力・連携できるところは相互に支援する。

-第4章-

**II.環境の保全、改善に取り組む**  
 具体的な行動や事業を進めるにあたり、5つの方針を定め、取り組む。

方針	<b>緑を守り、増やす</b>	森林の維持、記念植樹、緑化・美化推進、公園整備環境調査、学校教育との連携	施策
	<b>農地や里山を活かす</b>	ふれあい農業の推進、農地保全、森林の維持	
	<b>ごみを減らす</b>	PRや講習会実施、再生資源利用促進、廃食用油の回収、生ごみ量抑制、不法投棄対策	
	<b>美しく、快適なまちにする</b>	雨水利用、緑化・美化推進、排水対策、河川浄化、公害対策	
	<b>人と環境に配慮したまちにする</b>	自転車交通整備・利用促進、公共交通の整備・利用促進、新エネルギーの活用、温暖化対策、ウォーキングルートの整備、バリアフリーまちづくり	

**III.環境に配慮する人を育てたり、取り組みやすくする**  
 将来像の実現に向け、基本的な3つの方針を定め、進めていく。

方針	<b>環境情報を集約・発信する</b>	エコ・ステーションの設立、環境データ収集、情報発信、各種PR事業、環境調査、環境マップ、こどもエコクラブ	施策
	<b>人の環を広げる</b>	小中学校における環境教育プログラムの展開、総合学習推進、ボランティア養成・活用	
	<b>取り組みを支える</b>	取り組みに対する支援、表彰制度の導入、情報提供	

**協働プロジェクト**  
 重点的に取り組むことが望ましい4つのテーマを、協働プロジェクトに位置づけ

-第5章-

テーマ	<b>まちめぐりプロジェクト</b>	ウォーキングルート・マップづくり、自転車利用のまちづくり	アクションプラン
	<b>緑のまちプロジェクト</b>	市民農園、アドプト制度(公共空間を市民等が環境づくりする)	
	<b>ごみ減量プロジェクト</b>	ごみ博士制度の展開、園芸教室の展開	
	<b>エコネットワークプロジェクト</b>	自然環境データ収集、人材バンクの創設、エコステーションの設立	

